

秦野市公共施設再配置計画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、現在の公共施設の在り方を見直すとともに、将来にわたり必要性の高い機能を有する公共施設を適所に配置するための指針である秦野市公共施設再配置計画（以下「計画」という。）を実現するため、市長の命を受けて、計画に定める事業の実施に関する事項を協議し、及び計画の適正かつ円滑な推進を図るための組織として秦野市公共施設再配置計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(組織)

第2条 推進会議は、本部会、プロジェクトチーム及びワーキンググループで構成する。

2 推進会議の総括責任者は、政策部を担当する副市長とする。

(本部会)

第3条 本部会は、プロジェクトチームが協議した事業内容その他の計画に定める事業内容に関する事項について審議する。

2 本部会は、両副市長、教育長、政策部長、市長室長及び財務部長並びに協議事項に関連する部等の長により構成する。

(プロジェクトチーム)

第4条 プロジェクトチームは、総括責任者が必要の都度設置するものとする。

2 プロジェクトチームの所掌事項は、計画推進のために協議又は立案の必要があると総括責任者が認めるものとし、その構成員は、次項に定める者のほか、総括責任者が設置の都度定める。

3 プロジェクトチームにチームリーダーを置き、政策部長をもって充てる。

4 チームリーダーは、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの会議に、その構成員以外の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 ワーキンググループは、プロジェクトチームを補佐し、又は計画の推進に必要な事業の事前調査等を行うために、総括責任者が必要の都度設

置するものとする。

- 2 ワーキンググループの構成員は、次項に定める者のほか、総括責任者が指定する課等において、その長が指名する者とする。
- 3 ワーキンググループにグループリーダーを置き、公共施設再配置推進主管課長をもって充てる。
- 4 グループリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキンググループが行う事前調査等に、その構成員以外の職員の参加を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 本部会、プロジェクトチーム及びワーキンググループは、それぞれ総括責任者、チームリーダー及びグループリーダーが必要の都度招集する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、公共施設再配置推進主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、総括責任者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年6月1日から施行する。
(秦野市行財政改善推進委員会規則の一部改正)
- 2 秦野市行財政改善推進委員会規則（平成15年秦野市規則第6号）の一部を次のように改正する。
第3条中「設置及び」を削る。
第4条中「副市長」を「両副市長」に改める。